

平成29年度の軽自動車の税率

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車は、平成28年度より税率が引き上げられました。そのため平成29年度の税率は以下のとおり変更されます。

原動機付自転車・二輪車

税率は、車種と排気量によって異なります。

車種		平成29年度
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー（50cc以下）	3,700
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター、コンバイン等）	2,400
	その他（フォークリフト等）	5,900
軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000

四輪・三輪軽自動車

四輪車などは、いつ初年度検査を受け登録されたかにより税率が異なります。平成27年3月31日までに初年度検査を受けた車両は（1）の税率が適用されます。平成27年4月1日以後に初年度検査を受けた車両は新税率である（2）の税率が適用されます。また、初年度検査を受け登録をした月から13年を経過した車両は（3）の税率が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は（3）の対象から除きます。

車種		(1)	(2)	(3)
		平成16年4月1日 から 平成27年3月31 日までに初年度検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に初年度検査を受けた車両	平成16年3月31日までに初年度検査を受けた車両
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
	営業用	5,500	6,900	8,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000
	営業用	3,000	3,800	4,500
三輪		3,100	3,900	4,600

また平成29年度に限り、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初年度検査を受け登録した軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた車両について、軽自動車税を軽減します。

平成29年度の税率					
車種		平成29年度	グリーン化特例		
			(ア)	(イ)	(ウ)
四輪乗用	自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	5,000	1,300	2,500	3,800
	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
三輪		3,900	1,000	2,000	3,000

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

(イ)、(ウ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。